

(事業場番号:)

主任技術者兼任承認申請書

令和 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

(〒330-9715)

住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

氏 名 電力安全株式会社

代表取締役 関東一郎

(法人番号:)

電気事業法施行規則第52条第4項ただし書の規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

兼任させようとする主任技術者	氏 名 及 び 生 年 月 日	産業 二郎 1981年11月5日
	住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心3-3
	主 任 技 術 者 免 状 の 種 類 及 び 番 号	第1種電気主任技術者免状 第55-5555号
選 任 し よ う と す る 事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地		電力安全株式会社 さいたま営業所 (〒338-0081) 埼玉県さいたま市中央区新都心5-5 受電電圧 6.6kV ・最大電力 100kW
既 に 選 任 さ れ て い る 事 業 場	名 称 及 び 所 在 地	電力安全株式会社 さいたま事業所 (〒338-0081) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2 受電電圧 6.6kV ・最大電力 600kW
	選 任 さ れ た 期 日	2021年1月1日

(備考)1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【留意事項】

- 「既 に 選 任 さ れ て い る 事 業 場」が2ヶ所以上ある場合は欄を追加して記載して下さい。
- 「選 任 し よ う と す る 事 業 場」ごとに申請書を作成してください。

兼任を必要とする理由書

(例の1:設置者従業員を選任)

当事業場は最大電力100kW、受電電圧 6600kVの比較的小規模な事業場である。

当事業場には、第 1 種、第 2 種又は第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者がおらず、採用に種々努力したが応募者がいないため、やむを得ず当社社員であり、電力安全株式会社 さいたま事業所(最大電力 600kW、受電電圧 6600V)に常時勤務する電気主任技術者で電気保安に関し経験の深い産業 二郎にこれを兼任させることにしたい。

(例の2:管理会社従業員を選任)

当事業場は最大電力100kW、受電電圧 6600kVの比較的小規模な事業場である。

当事業場には、第 1 種、第 2 種又は第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者がおらず、採用に種々努力したが応募者がいない。

このような状況の為、やむを得ず当社と管理委託契約を締結している電力安全管理株式会社の社員であり、当社の電力安全株式会社 さいたま事業所(最大電力 600kW、受電電圧 6600V)に常時勤務する電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い産業 二郎にこれを兼任させることにしたい。

兼任承認申請書は前任者の解任手続きを同時に行えない為、主任技術者選任又は解任届出書が別途必要です。(記載例後述)

主任技術者の執務に関する説明書

1. 主任技術者の常時勤務する事業場の名称、所在地及び業務内容

名 称:電力安全株式会社 さいたま事業所

所 在 地:(〒330-0081)

埼玉県さいたま市中央区新都心2-2

業務内容:設備管理業務

2. 常時勤務する事業場から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

距 離 700m

交通機関 自家用車

所要時間 3分

3. 当事業場における執務回数

設置及び改造等の工事の場合は週1回以上、
その他の場合にあつては毎月1回以上とする。

4. 主任技術者との連絡責任者

営業所長

(TEL:〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇)

5. 事故その他異常時における措置

連絡責任者より連絡を受け主任技術者が対応する。

主任技術者選任又は解任届出書

令和 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

(〒330-9715)
住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
氏 名 電力安全株式会社
代表取締役 関東一郎
(法人番号:)

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地		電力安全株式会社 さいたま営業所 (〒330-0081) 埼玉県さいたま市中央区新都心5-5
選任した主任技術者	氏 名 及 び 生 年 月 日	
	住 所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
	主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容	
	主任技術者の監督に係る電気工作物の概要	
	選 任 年 月 日	
解任した主任技術者	氏 名 及 び 生 年 月 日	保安 三郎 1987年1月22日
	住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心4-4
	主任技術者免状の種類及び番号	第2種電気主任技術者免状 第66-6666号
	解 任 年 月 日	承認日とする。

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。